

## 第9回宮城県産業振興審議会農業部会

日 時 平成17年9月6日（火曜日）  
午後1時30分から4時まで  
場 所 宮城県庁9階 第一会議室

## 1. 開 会

○司会（産業政策推進室 鎌田班長） 本日は、お忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。  
ございます。

ただいまから第9回宮城県産業振興審議会農業部会を開催いたします。

芦立委員は、本日、所用のため欠席されております。また、大宮委員ですが、出席のご予定ですけれども、少々おくれていらっしゃいます。

本会議の定足数は2分の1以上であり、本日はこの要件を満たしており、会議は成立しております。

## 2. 挨拶

○司会 それでは、開会に当たり、高橋農林水産局長からごあいさつを申し上げます。

○高橋農林水産局長 どうも皆様、ご苦労さまでございます。

農業部会の開会に当たりまして、一言御礼のあいさつをさせていただきます。

きょうは第9回目の産業振興審議会農業部会を開催させていただいたわけですが、工藤会長始め委員の皆様には大変忙しい中ご参集を賜りましたこと、心から御礼と感謝を申し上げます。

ご案内のとおり、前回7月12日に農業部会を開催させていただきました。前回は基本計画の見直しに向けて、特に見直しの視点を中心に委員の皆様にもいろいろご意見を賜ったところでございます。特に担い手とマーケティングの問題とか食育の問題、さらには農業参入問題等々非常に幅広くご意見を賜ったところでございます。

きょうは、前回いただきましたご意見を踏まえて、今後の基本計画の推進方向、それと重点推進のプロジェクトについて、県庁内部の関係各課が工藤会長のご指導をいただきながら取りまとめをまいりましたので、その内容をご提案申し上げまして、ご意見を賜るということになろうかと思っております。さらに、前回特に農産物の輸出の動きとか農業体験等々あるいは交流人口の問題、こういった部分について統計数値の使い方等々含めてご意見をいただいておりますので、その分については審議の前にこちらから整理した内容をご説明したいと思っております。

特に、県としては、今日ご議論いただく推進方向、これが決まればその方向に基づいて各種の施策を展開するということになるわけですが、委員の皆様方ご承知のとおり、非常に財政状況が厳しい中での施策展開ということになるかと思っております。あれもこれ

もという時代でなくなっていることもご承知いただけるものと思いますし、そうした中で、特に少ないコストで最大の効果を上げる、これが我々に課せられた最大の使命になるかと思えます。そういった視点で、特に重点推進プロジェクト等々を中心にした施策展開をやっていかなければとも考えてございますので、その辺の事情をご賢察の上、ご意見、提言をいただければと思っています。

改めて本日のご出席に感謝をしながら、忌憚のないご意見をいただきますように心からお願いを申し上げまして、開会に当たっての御礼のあいさつとさせていただきます。よろしくお願いたします。

○司会 それでは、議事に入ります前に、お手元の資料のご確認をお願いいたします。

資料は、次第と次に資料－１から資料－５までを綴じたもの、資料－１から資料－４がA3版になっております。資料－５がA4版縦になっております。そして、参考資料といたしまして参考－１から５ということで合計２部を配付させていただいております。資料の不足等がありましたらお申し付けいただきたいと思います。

なお、ご発言につきましては、お手数ですが、テーブルにマイクを置いてありますので、そちらの方の使用をお願いいたしたいと思えます。

それでは議事に入りたいと思えます。

### 3. 議 事

○司会 会議は、産業振興審議会条例の規定に基づき部会長が議長となって議事を進めることとなっております。工藤部会長に議事進行をお願いいたします。

○工藤部会長 それでは第9回産業振興審議会農業部会を始めたいと思えます。

前回もそうだったんですが、今回も公開ということになっておりますので、よろしくお願いたします。

それと、さっき説明がありましたけれども、次第の議事の前に、前回いろいろなご質問があつて、いろいろ宿題になっている部分がございますので、これの参考資料－１と２に内容が記載されておりますので、そこから説明をお願いします。

○事務局（農業振興課 水多専門監） それでは、参考－１という資料をごらんください。

前回、農産物等の輸出状況を数字でということでしたので、宮城県における貿易と農産物等の輸出状況ということでまとめさせていただきました。

1番目は、貿易全体の概要でございます。これは塩釜税関支署公表の16年の貿易概況で

す。輸出総額では県全体で3,395億円ほどとなっています。ただ、やはり食料品等というのは載ってなくて、国別ではアメリカに輸出しているのが1,200億円となっております。

裏をごらんください。

輸出の推移を平成7年から載せておりますけれども、年々輸出額が拡大しているというのがこれを見ておわかりかと思えます。

それで、No.2が宮城県の農産物等の輸出状況ということで、これは税関とか植物防疫所とかジェットロとかに問い合わせました。現状として農産物の輸出が微々たるものということで、品目まではわかりませんでした。そのため、おのおのこれはと思われるところ、ここに輸出元と書いてありますけれども、全農みやぎとかに電話等で問い合わせしてみた結果でございます。

これによりますと、全農みやぎは野菜9品目で金額的にはさほどでない。ただ、伊豆沼農産の赤豚がここの中では、はっきりした価格はちょっとわからなかったんですが推計ではこの程度です。合計のキロ数で4,982キロ、全体の輸出額で870万円程度と思えます。

あと、その下に、米、これも農政局の食料部から聞き取ったんですが、食料援助用とか個人で縁故米とか持っていくのがここに書いてあるぐらいの量だということでした。あと、ジェットロが県内各企業に輸出に関する調査をしており、みそ、しょうゆが7,798万1,000円ぐらい、そのほか清酒ということで9,756万2,000円、そのほか水産物ですけどもホヤとかフカヒレ等が食材として輸出されているということでありました。

このように農産品等については、価格的には全体の貿易額から比べると少ないということで、やっと輸出が始まったと言えるかと思えます。農水省でも、先ごろマスコミ報道をごらんになったかと思えますけれども、概算要求で対外販売拠点をアジア中心に整備することにしております。実は本日、東北地域農林水産物等輸出促進協議会というのが設立される運びとなっております。県としては、輸出できる農産物等の生産振興、ブランド化とか関係機関と連携を密にして現地の情報提供とか輸出機会の拡大に努めていきたいと考えています。以上です。

○工藤部会長 ありがとうございます。次は、交流人口。

○事務局（むらづくり推進課 菅原技術補佐） それでは、むらづくり推進課からご説明申し上げます。

参考－2の1枚目ですが、前回、交流人口の指標データが都市と農村の交流の実態を反映

していないのではないかというお話がありまして、新たな指標について検討いたしました。

前回もある程度説明させていただきましたが、今の指標の考え方について若干もう一度ご説明したいと思っております。

この指標は、都市と農村の交流の動向を把握するために、観光統計を用いて都市的11市町の入り込み数を除いた数値を指標としておりまして、交流人口の傾向をマクロ的につかもうということで設定したものです。委員の皆様からもありましたけれども、当然都市的11市町では農村地域とか都市農村交流活動も既に行われているわけですけれども、観光統計では区分できないことから、該各市町村の入り込み数をすべて除いた数字でございます。

それと、13年度時点に設定しておりますけれども、その時点で交流関係のデータもなく、新たな調査をするということは調査コスト等の問題もありましたので、このデータで今まで来たということです。

加えまして、グリーン・ツーリズム関係の目標・指標としましては、農漁家レストランとか農家民宿とか交流施設の施設整備数を設定しておりまして、前回出した資料の中にあります。

現在の指標の達成状況ですけれども14年度までは横ばいで、それ以降16年度まで増えております。これの主な要因は、岩出山にできました道の駅の「あ・ら・伊達な道の駅」、16年で約270万人ほど入っておりますが、その影響が大きくて、それで大きく伸びているという状況でございます。

それで、これを踏まえまして新たな指標の検討を行いました。裏になりますますが、調査コストとか個人情報等の問題から、グリーン・ツーリズムとか交流人口を詳細に悉皆調査するというのは非常に困難であるため、既存のデータ等で考えてみました。

(1)に書いておりますが、農家民宿等における利用者数のサンプル定点調査データの活用ということで、①に書いておりますが、国庫補助事業で建設設置された県内のグリーン・ツーリズム関係の代表的な6施設、2枚目にデータがあるんですが、A4横置きですが、農家民宿が3施設、公設の宿泊施設3施設、位置的には川崎町が1カ所、大郷が1カ所、加美が3カ所などとなっております。それで、志津川1カ所、計6カ所、地理的バランスも考えまして6カ所のデータなんですけど、農家民宿3カ所は、13年度から開業してまして、宿泊数は減少傾向にありますけれども、一部2施設については仙台から日帰りで十分に行けるということで、立地条件によって伸びている施設もございまして。公設の宿泊施設については、宿泊、滞在とも利用計画に対してそれぞれ100%以上となっております、

景気状況もございますが、利用料の手軽さなどを反映して伸びていると言えます。6施設全体では、利用計画に対しまして宿泊が伸びてはいるんですけれども、8割程度だということで、今後は宿泊者をふやす手だてが必要だというデータでございました。

一方、アンケート調査もしておりまして、利用者の48%が近隣の市町村、仙台圏から34%ということで、ある程度仙台がターゲットになり得るというようなデータもございました。これを一つ活用したいと思います。

二つ目が、農林業センサスでの観光農園、農家民宿、農家レストランの利用者数が2005年から初めて調査されるということでございまして、その結果を参考に今後(1)のデータなり従来のデータ等とあわせて動向を推計していきたいと思っております。

では、目標、指標はどう今後取り扱っていくかといいますと、4に書いておりますけれども、これまで示していました交流人口については、観光客入り込み数ですけれども、これについては引き続き現目標・指標をマクロ的傾向をとらえるということで指標として使っていきたいと、そして新たに先ほどの農家民宿6施設の利用者データとか農林業センサスのデータを使いまして、推進方策の判断指標として使っていきたいということです。

ただ、農家民宿6施設については、サンプルデータですし、農林業センサスにつきましては2005年の新たなデータということで、目標値は設定しないで、先ほど申しました推進方策の判断材料にしていきたい、そして毎年データを積み上げていきたいということで考えております。よろしく申し上げます。

○工藤部会長 ありがとうございます。

前回いろいろご質問が出たことに関して、現時点での情報をリンクしていただきました。今の農家民宿3施設等のデータも入っておりますけれども、これを見ながら、どちらの中身でも結構ですけれども、ご質問とかご意見とかありましたらどうぞ。

○三浦委員 資料について二つさせてください。まず一つ目は、参考-1の「2宮城県農産物の輸出状況」に金額が載っていますが、これはいわゆる浜値なんですか。これはハワイの着点での単価の輸出金額なのか参考までに聞きたいので教えてください。

二つ目は最後に渡されたこのペーパーに農家民宿3施設からとった宿泊、別紙13から別紙18までなっていますが、宿泊がすべて50%を割っているというふうに出ていますが、この3施設は赤字だと見ていいんですか。その数字の見方を教えてください。

この二つ、よろしく申し上げます。

○工藤部会長 お願いします。

○事務局（農業振興課 水多専門監） 赤豚等は推計ということで、その年、香港で販売した価格でございます。ころ柿は出荷額と聞いています。納豆についても通常の国内よりも高い値段で売ることができた販売価格と聞いています。

○事務局（むらづくり推進課 菅原技術補佐） 2点目の農家民宿のデータの件でございますが、このデータごとに、例えば16年では宿泊が計画の約3割、全体でも7割ということで、計画より大分落ちているということで、なかなか経営は厳しいのかなと思っています。ただ、詳しい収支は聞いておりませんので、追加で調べることができれば今後調査をしてみたいと思っていますけれども、厳しいとは思いますが。

○工藤部会長 金額については、いろいろ飛び込みでまだ聞いていないということですね。でもこのぐらいしかないということ、農家民宿は、農漁家レストランに関してはちょっと少ないということですね。

ほかにございませんか。どうぞ。

○芳賀（裕子）委員 前回の議論の中で提案がされているかと思うんですけれども、宮城県の中での体験学習とか、あるいは食育の点で、農村の交流に何人来るかということをはっきり把握するためのデータではなかったかと思うんです。けれども、何カ所か選定したとか、はっきり数字がとれないという意味合いのデータの出し方であると、宮城県の中でどういう動きがあるのかということがつかみ取れない数字になってくるのではないかなと思うんです。なぜこういう調査が全県できないのか、その辺ちょっとお伺いしたいと思います。

○工藤部会長 どうぞ。

○事務局（むらづくり推進課 菅原技術補佐） 全県のグリーン・ツーリズムといいますか、交流人口を全県悉皆調査ができれば一番いいんですが、いろいろなイベント、いろいろな形態の交流がありまして、それらを網羅して調査するという事は調査費用の問題もございまずし、全部網羅してできるかという現実的な問題もございまずので、ちょっと難しいということでございます。

一方、むらづくり推進課で、小中学校で体験学習をどのような内容でどういう人数というような調査を今やっている最中でございます。それについては、今年やっておりますので、出た段階では提示できると思いますが、全県的な全部網羅したというのはなかなか困難です。

○工藤部会長 全然納得できないという顔をしていますね。

○芳賀（裕子）委員 普通、行事以外にこういうのがあったときに、年間通してでもいいですし、仕事でもいいですし、あるいはその地のことでもいいと思うんです。普通は報告書みた

いなのがあるかと思うんですね。例えば一番書きやすいもので、いつどこでどういう行事をして何名ぐらい参加してというようなことを1枚のペーパーでどこかに出すような方式をすればデータというのはすぐとれると思うんです。個々の農家の方というのはちょっと難しいのかと思うんですけれども、農協ルートを通してとかはできないんですか。できない、できないというとなんか全然見えてこないし、前に進まないような気がするんです。要望です。できなければいいですけれども。

○工藤部会長 今の段階ではデータはこれしかないということのようですが、ただ、さっきも事務局の方から説明がありましたけれども、新しいセンサスが出れば結構データがとれる可能性はありますよね。ですから、公表しないうちに条件つきで使えるところもあるようですから、最後の会議あたりで何か出していただければいいのかなと思います。

それと、本来であれば、コミュニティビジネスの振興が前の計画の中にもありますね。結局、前の基本計画に乗っかっているのが今の時点でどうなっているのかということをお問われているわけですから、本来であればデータをとっておいた方がいいですね。どこかで推進している課があると思いますから、そういうことをきちんとやっていただきたいという芳賀委員の要望だと思いますので、この点はこれからも続くことですから若干記録に残しておいていただければと思います。

ほかございませんか。なければこれで終わります、前に進みたいと思います。

#### (1) 「みやぎ食と農の県民条例基本計画」の見直しについて

- ①見直し背景について
- ②基本構成について
- ③推進方向について
- ④重点推進プロジェクトについて
- ⑤意見交換

○工藤部会長 それでは議事の方に入りたいと思いますが、これは幾つか資料を渡されております。まず最初に、見直しの背景（資料－1）と基本構成（資料－2）、それから推進方向（資料－3(1)。資料－3(2)も一緒ですね。この3点セットを少し説明いただいて、それを少しもんでもらって、その後、資料－4の重点推進プロジェクト、これも見直しされていますので、これでよろしいかどうか等も含めてご意見いただきたいと思います。

それでは最初に、資料の説明をお願いします。



○事務局（農業振興課 水多専門監） それでは、資料－１から資料－３の(2)を説明させていただきます。恐れ入りますが、座って説明させていただきます。

まず最初に、資料－１「みやぎ食の農の県民条例基本計画」の見直し背景をごらんください。

左側の囲みですが、前回もご説明しましたが、現在の現計画の基本的なフレームを載せてあります。次に、真ん中の枠ですが、ここには前回説明いたしました推進事業の実施状況、推進指標、四つの基本理念ごとに掲げておりますけれども、その実績と進捗率というのを抜粋して載せてございます。

一番右の囲みには、基本計画策定後の本県農業を取り巻く状況の変化について、農業者等、土地・生産、動きで整理したものでございます。これにつきましては、前回説明いたしました見直しの視点ということとかなりリンクする内容でございます。

一番下の方には、国の新たな食料・農業・農村基本計画のポイントということで、ここに載せていますように、担い手政策については集中化・重点化、経営安定対策については品目横断的な支援策を秋ごろ、具体化したいということになっておるようでございます。

続きまして、資料－２をごらんください。

これは基本構成ということで、目次的なものです。資料の左側には現行の「食と農の県民条例基本計画」の構成について示してありまして、右側に見直し案を載せてございます。基本的な構成については、見直し・中間的なものであるということから現行と同じにしたいと考えております。

見直し案の内容ですが、主に、ここに網かけしたところでございますが、１番目の「計画見直しに当たっての基本的考え方」のところでは、見直しに至った背景とか数値目標等の設定理由等を記載したいと考えております。

２番目の「みやぎ食と農の意識改革」については、現在、左側の現計画にありますように、①の「プロダクトアウト型農業からマーケットイン型農業への転換」から⑤までの五つの構造改革を総括して重点推進プロジェクトと連動した形で意識改革の項目を設定したいと考えております。前回、マーケットイン型農業はまだ浸透が不十分な面があるんじゃないかというご意見もいただいておりますので、ここに※印で書いております。

３番目の「みやぎ食と農の振興に関する基本方針」。これは現計画の「Ⅰ生活者の求める安全で安心な食料の安定供給」等の四つの基本理念ということで考えておりますけれども、特に重点的にその中で推進したい内容を記述したいと考えております。

4番目の「みやぎ食と農の振興に関する将来の姿」。これについては前回、工藤部会長さんのまとめの中でありましたように、宮城県農業の理念等グランドデザイン的な位置づけということで、具体的な数値目標を掲げながら記載したいと考えています。

5番目の「みやぎ食と農の振興に関する推進方向」。これが基本計画の本体部分で四つの部分、基本理念に沿って整理している項目でございます。

6番目の「各圏域ごとの地域特性を活かした取り組み方向」ですが、圏域を7ブロックに分けまして、特に重点的に取り組む内容について、地域の関係機関、農家の方々のご意見を聞きながら設定したいと考えております。

続いて、資料－3(1)でございます。

左側の部分は前回お示した基本計画見直しに当たっての視点及び皆様方を初めさまざまな機会をとらえてご意見をいただいております。その主なものを網かけし、整理して載せさせていただきます。皆様方からは、食と農の接近、食育の重要性、マーケットイン型農業への一層の推進、環境保全型農業の全面的な展開、マーケットイン型農業と担い手をクロスさせる必要があるとか、担い手確保には社会的な強化と土台づくりが重要であるなどの貴重な意見をいただきました。

また、一番右には現行計画の四つの基本理念に沿って18項目ほど設定しています。その左に見直しの基本計画の構成を記載しております。見直しの視点が現行計画のどの部分を反映して変更されているのかは矢印をたどっていけばここに来ているというのがわかるようにしてございます。この中で、見直しのところですが、網かけをした部分、これが変更及び追加、強化されたものを示しています。その主なものの説明を今から申し上げます。

まず、『Ⅰ生活者の求める安全で安心な食料の安定供給』。これについては食と農を一層接近させるという観点から、「③食と農に関する相互理解の推進」という項目を追加しております。この中には地産地消の一層の推進とか農業サイドから推進するべきであろうという食育等が含まれる内容にしたいと考えております。

次に、『Ⅱ競争力と個性のある農業の持続的な発展』ですが、「④意欲ある活力に満ちた担い手の確保・育成」。ここでは確保育成を経営意欲の高い農業経営者の確保・育成、認定農業者数が停滞しているという大きな一因となっていると考えられる土地集積を含めた地域営農システムの確立、または女性の進出が著しいわけですがけれども、さらに女性の参加を進めるという項目で、視点の1から3とも反映させた内容にしたいと考えております。さらに、育成という観点では、後で詳しく説明申し上げますが、新たな教育システムをここに掲げた

いと考えております。

次に、「⑤地域農業をリードするアグリビジネスの推進」ですが、関連する現行計画ではⅣになるわけですが、今までは宮城型アグリビジネスで載せてありますが、これをより強くステップアップした内容のアグリビジネスを先進的農家として農業の牽引役として位置づけ、推進体制や異業種からの農業参入を含めた大きな柱として設定したいと考えております。

続いて、「⑥食材王国みやぎを支える農畜産物のブランド化の推進」ですが、農業産出高が年々低下しておりますが、食料の安定供給と販売力の向上を図り、食材王国みやぎの一層の認知度向上が必要だということとか、農業構造改革が必要だということで、農畜産物等のブランド化を推進し、食材王国みやぎを支えていくような内容にしたいと考えております。

『Ⅲ農業・農村の多面的な機能の発揮』ですが、「①次代に引き継ぐ農業生産資源の保全」が新たに追加しました項目です。これは高齢化とか担い手不足によりまして、用水路、排水路、農道等の維持管理が困難になってきているという中で、将来とも農業農村に住みたくなくなるような貴重な農業資源、その保全をNPOとか都市住民と一緒にしながら次代に引き継ぐ農業生産資源の保全という形で設定したいと考えております。

最後に、『Ⅳ農村の経済的な発展と総合的な振興』では、①のところで地域の高齢者の方の活動とかコミュニティビジネスの振興または循環型のリサイクル新産業等の創出、それらを通して農村の総合的な活性を図るという内容にしたいと考えております。

それから、資料－3(2)につきましては、ただいま説明しましたⅠからⅣの柱立てに沿った項目について、さらに詳しい内容としてどういうものが含まれるのかということをごに載せてございますので、後ほど議論の参考としていただきたいと思います。以上で終わります。

○工藤部会長 ありがとうございます。

それでは順番に少しご検討いただきたいと思いますけれども、まず資料－1の見直しの背景、これは前回も同様の説明がございました。

一番右側のところに、どうも今までやってきたけれども、この辺が少し予定が変わってきたということが書かれてあって、農業者等については急速に進む担い手の高齢化と減少、これは従来もこういう認識があったんですが、ちょっとスピードが早まりそうだということが1点ですね。それから、認定農業者と新規就農者が思うように増えない。そういう中で農業法人と民間企業の参入がこのところ増加が目立つと。こういう動きがあるので、その動きを

背景としながらか見直しをしたいというのがまた1点ですね。

それから、土地と生産は農地の利用集積がテンポが遅いと。そのため産出額の低下が見られると。これは価格の下落が関係している。それから環境保全型農業に取り組む農業者、JAというのは近年増える傾向がある。こういう背景の中でやはり見直しが必要だと。

それから、動きのところでは、食の安全・安心への消費者の関心の高まり、従来からこういう認識で現計画をつくったんですが、より一層この辺のスピードも上がっていると。それから、食育、地産地消、アグリビジネスの動き、これもさらに活発に展開されている。それから農産物輸出への試みは、数値的にはまだそれほど上がっていないけれども、どうも国を挙げてやっているような動き。そんな動きを背景にして見直ししたらどうか。それと、もう一つ政策的な背景として、現計画案で何か一つ大事なところが抜けている。自給率目標45%。当初設定したときと違うような動きがあるので、この辺を踏まえながらか見直しをするんだと。

こういう基本的な認識だろうと思いますが、この点に関していかがですか。こいつを見落としているんじゃないとか、やはり新たな見直しは、こういう新しい動き、これが必要だと思うけれども、入ってないとか、何かそういう意見はどうですか。

○芳賀（裕子）委員 最後の方に工藤さんがおっしゃった自給率向上に向けての取り組みについてなんですけれども、今、県庁としては自給率向上に向けて、今何をしなければいけないかということで、産直生産者を通して、あるいは消費者としてどういう動きをしたらいいかということで学習を積んだり、自給率向上に向けて生産者サイドにも一緒に呼びかけながらやっていこうかという動きをしているんです。けれども、やはりいろいろな取り組みをしなければいけないんだと思うけれども、根本には国の農業を守る、あるいは自給率を向上させなければいけないということが根っこにはあると思うんですね。ですから、ここを何とかうまく踏み込めるようなものあればいいかなと思います。

○工藤部会長 自給率に関してはさっぱり上がらなくて、また先ほどの自給率の数字が45%になっているが50%ぐらいを将来的に考えたいと。大体そういうシナリオになっていて、今回違うのは、自給率向上に向けて工程表をつくってきっちりやっていこうという話になっていて、それをケース案としてどう受けとめながらこれを基本計画に盛り込むのか、あるいはそういう趣旨は全体の中に盛り込んであるので、あえて自給率向上ということはどうたわなくてもいいんだと。私も当時同じことをそのとき言ったりしましたけれども、自給率向上は抜けたのかもしれないなと思っております。

この点に関して、事務局、何かありますか。

○事務局（農業振興課 水多専門監） 現計画で自給率向上についてはそれにかわる指標ということで、県内の農産物供給力という数値目標を掲げております。これは県内の需要量に対する県内の生産量の割合ということです。なぜこのような供給力を掲げているのかということですが、ご承知のように、国全体としては自給率というのは輸入との関係で非常に有効な手段だと思えます。ただ、県とか都市に限った場合、例えば大都市圏ですと当然東京なんかは自給率20か30とか、うちの県ですと仙台を抱えていますから東北から見るとやはり自給率は低いということになりますね。そういうこともありまして、それにかわる指標として供給量というのを掲げているということで、今後とも供給力のアップ、生産の振興、その辺をやはり当然メインに持っていきたいし、そのほか、今、芳賀委員さんからもおっしゃいましたように、後で重点推進プロジェクトの方でも申し上げますけれども、やはり地産地消の推進ないしは食育、そういう面からも当然自給率アップにつながるわけですから、そういうものがいろいろなところにあらわれていると考えております。

○工藤部会長 あえてそういうふうに表示したのはいいけれども、供給力の向上あるいは地産地消の推進等々のことをやっていくことによって自給率の向上に寄与するのではないかと。こういう読み方をしろということだろうと思えますけれども、いかがでしょうか。

○熊坂委員 関連なんですけれども、できれば基本計画の中の「I生活者の求める安全で安心な食料の安定供給」というところで、今のものをぜひ盛り込んでいただければ、県としても目標を置いていると思えますし、農業者の目標も具現化されるのではないかと思います。

○工藤部会長 入っていいんじゃないのと。前回と違うのは、工程表をつくって、いろいろなことをチェックしながらがんがんやるという話なんですよね。あれに対応して県の方もいろいろ工夫が必要になってくると思うんですが、この議論をもう少し全体をつくりながらやりたいと思えますので、少し残しておきたいと思えます。

資料-1なんですけれども、何かございませんか。

○豊澤委員 「基本計画策定後の本県農業を取り巻く状況の変化」に関係すると思えますけれども、今、国の方で盛んに規制緩和の方向で、官から民への動きの中で、農業特区が条例設置以降、特に増えております。そういった観点から規制緩和なり、あるいは特区というようなものが、県レベルで準じたようなもの、あるいは動きといったものが官から民への視点の中であるのではないかとと思うんですがいかがでしょうか。

○工藤部会長 そういうことを書き込んだらどうか、それで書き込んだ以上はそれを反映した

施策を考えたかどうかというご提案だろうと思いますけれども、いかがですか。

○事務局（農業振興課 水多専門監） 今おっしゃられたことは、多分株式会社等の農業参入のリースによる特区の全国展開というところが大きいと思いますが、それについては上の農業者等の中で書いていますし、当然異業種の参入については、いろいろな手続きはあるんですが、リースで展開できるようになるということで、9月1日から展開できるとマスコミ等では流れております。それについては当然この中にそういうルールづくりを含めて、内容として考えております。

○工藤部会長 この新規参入は、あるいは株式会社参入については、特区を外して、どこでもリースでいつでも入れると。そういうことであれば農業者等の3番に入ってくると。それ以外に何か入れた方がいいということがあれば、それはそれでおっしゃっていただきたいと思いますが。

○事務局（農業振興課 水多専門監） 農業特区の中にはこういった農地法とか農業法人もございまして。また、どぶろく特区とか、あるいは棚田の特区とか、農業に関係するものは様々ございまして。ですから、全体の中の動きの4番目あたりに官から民への規制緩和の大きな動きがあるということをやった方がいいんじゃないかなと思います。

○工藤部会長 「基本計画策定後の本県農業を取り巻く状況の変化」は1・2・3とみんなやってきたので、「動き」も1・2・3でやっていますから、農産物輸出とかと関連して3のところに盛り込んだらどうですか。こちらで四つというのも何となくあれでしょう。がんばって三つにしたらどうですか。

○事務局（農業振興課 水多専門監） これは整理の仕方ということで、今、部会長がおっしゃったようなことを十分踏まえながら、これは本文の方に来るものではないんですが、こういう動きがあるということで考えさせていただきたいと思います。

○工藤部会長 よろしいですか。

○渡邊委員 単純な質問なんですけれども、自給率じゃなくて、供給力でやるという話がありましたけれども、供給力というのは、自給率から数量実数をもって表示するという事なんですか。意味するところは。

○事務局（農業振興課 水多専門監） 国ですとどれくらいのカロリーが成人に対して必要かと、それがどのくらい国内でカロリーベースで供給されているかというので出しますよね。それがカロリーベースにおける、先ほど先生がおっしゃった40%。7年か8年、横ばいで金額に直すと7割だということですがけれども、さっき私が説明したのは生産量・需要量、例

例えば米が40何万トン生産されていますけれども、県内の需要量というのは17万トン程度であるとする250%の供給力になるということですね。ですから、米は当然のことながら県外に出荷していますから、それが供給力ということです。作目毎に生産量と需要量との割合で出していくということです。

○工藤部会長 品目別の需給バランスがどうかということ。どっちが多いとか少ないとかという話なんだということですね。カロリーじゃないんだと。

○渡邊委員 通常、自給率40%とかなんとかというときは、食べ物をトータルで幾らという形でやるわけですから、ここで考えられるのは品目ごとにそういう供給力という方向に変えたいというお話ですね。

○事務局（農業振興課 水多専門監） はい、現行計画もそういうことで載っていますので、今後とも供給力で載せていきたいということでございます。

○工藤部会長 ほかに資料一1に関して何かございせんか。なければ、資料の2の方に進みたいと思います。

新たな基本計画をこういう格好で構成したいという案です。左側が現行計画で、右側が見直し案の基本構成ということです。そう大幅に変わっているわけではないんですが、網かけの部分に留意、少し重きを持たせて、そこを強調するような内容を含めてこんな格好で校正したいというご提案だろうと思います。これに関して何かご意見あるいはご質問等ございますか。

「1計画見直しに当たっての基本的考え方」の見直しに至った背景というのは、さっき1枚目でお話ししたような話。現状課題から解決していく項目を拾い上げて、それに焦点を当てながら見直しをするんだというようなことを1でやって、「2食と農の新チャレンジプラン」というのは、今までは「新たなみやぎの食と農へのチャレンジ」で、今度は「新た」じゃなくて「新チャレンジプラン」。これは似たようなことになっているんですけども、この文言のことはいいとして、その中でマーケティングイン型農業の理解は深まったものの、なお一層の推進が必要である。あるいは前の部会で出されたマーケットイン型農業と担い手の育成をどこかでクロスさせたような、そういうようなチャレンジプランを考えてみたらどうだろうかという提案が含まれていると思います。

それと「3みやぎ食と農の振興に関する基本方針」というのはここに書いてあるようなことと、「4みやぎ食と農の振興に関する将来の姿」は一応数値目標、努力目標になると。それと、「5みやぎ食と農の振興に関する推進方向」というのは、この後の資料で具体案を示

すと。

こういうところに力点を置いて見直しをしたいという提案なんです、資料－３(1)あるいは3(2)も含めて議論していただいているんですけども、まず資料－２の構成に関して何かご意見ございませんか。あるいは、これにとらわれなくてもいいですが、ここにポイントを置いたらという積極的な提案でも結構ですから。

それと、構成は中身に関係していますので、資料－３(1)のところをごらんください。

資料－３(1)の網かけのところを少し今回の見直しのポイントとして訂正したいという説明がございました。『I生活者の求める安全で安心な食料の安定供給』について、従来は現基本計画の①②ということだったんですけども、①②③と。ここにさっきのご提案だと自給率問題を文言にしてのせたらどうかという提案がございます。この点に関していかがですか。相互理解の推進、新しい視点でこういう格好で生かして③というのを新たに入れると。

○熊坂委員 基本計画の構成の中の「I生活者の求める安全で安心な食料の安定供給」の②のところに「環境保全に寄与する持続型農業の推進」があるんですけども、これはIのタイトルからすると少しずれているのかなと思いますけれども。これはIIの②の中に入れた方がいいのかなと思っておりました。食料の安定供給という面と環境保全となると違うのかなというふうに、私としてはイメージで見ていたので、ここではなく別のところに入れてほしいと思います。

○工藤部会長 ほかの委員の方、何かこれでいいのかどうか。

○芳賀(裕子)委員 資料－３(2)のところにも書いてあるんですけども、多分、『I生活者の求める安全で安心な食料の安定供給』の「③食と農に関する相互理解の推進」のところで「食と農の相談機会の充実」ということで、窓口を設けるようなことがここに書いてあるんですね。私は非常に賛成なんですけれども、イメージがちょっとわからないんです。例えば生産者が相談するのに普及員とかに相談できると思うんですけども、消費者側が例えば農業のことについて詳しく聞きたいとか、あるいは現場に行くにはどうやったらいいのか、こんな相談をする窓口になっているのかどうかということを知りたいのと、そういうことでないのであれば、アドバイザー制度みたいなものを設けていただきまして、消費者が例えば農業のことを勉強したいんだけど、どなたかそういう話のできる方を派遣してほしいとか、あるいは学習したいとか体験したいとか、消費者側が相談に乗れるような体制というのがあるのかどうか。

○事務局(農業振興課 布田課長) 芳賀委員からお話があった消費者から農協なり、いろいろ



ろ交流してみたいとか、そういう意味の窓口があるのかどうかというご質問、これ実はもう既に農業改良普及センターに設置いたしております。今の芳賀委員からお話しいただいたようなことにつきましては、そこに相談窓口を設けておりますので、ご相談いただければと。もし必要であれば関係するところにおつなぎして、当然普及センターで対応できる、紹介できるものはそこで紹介するというのでやっております。ただ、現在でもそういうことでやっておりますが、今そういうお話が出るということで、私どものPRをもう少し周知徹底するように今後考えていきたいと思っております。

○芳賀（裕子）委員 農業アドバイザー制度というのとはまた違うんですね。

○事務局（農業振興課 水多専門監） それとはちょっと違いますけれども、そのほかに県では出前講座というのをやっています。これはホームページを見ていただくとメニューがわかると思うんですけれども、芳賀委員さんがおっしゃったような、消費者が例えば農薬のことについて知りたい、だからだれか来てくれないかと。そういうのをメニュー化しておりますので、そこを通して申し込めば、今おっしゃられたようなシステムとなっておりますので活用していただきたいと思っております。

あと、先ほど環境保全に寄与する持続型農業の推進というか、これは実は現計画でもこのIには載せておるんですが、角度によってはいろいろあると思うんですが、安全で安心な食料の供給ということで、現在求められている食料としての基本的な立場というんですか、それがやはり環境保全型の農業を展開することだろうということで、ここに入れたというようなことでございます。

あと、自給率については、先ほどの件を含め再度検討させていただきたいと考えています。現時点では直接自給率向上を図るという目標等は供給力でいきたいと思っておりますので、その項目の中に自給率の関係を何らかの形で表現するということを検討させていただきたいと考えております。

○芳賀（よみ子）委員 先日、登米の振興事務所におかれまして食育の研修会がありました。出席してすごくいいことを耳にしてきました。というのは、食育、自給率を高めるためにということで、県では今年4月1日から栄養教諭制度というものを設けたという話を聞きました。その栄養教諭という方は県内に何人おられるかは、まだそこまでは勉強不足でわからないんですが、その方が学校の給食関係だけでなく、地域のコーディネーター的な役割まで果たすというような情報をいただいてきましたので、そのような方が出ていただければ、今、生協の芳賀さんのお話は消費者サイドからのそういう専門的な方を身近なところに欲し

いというような要望かなと。私たちは農業者ですから農業改良普及センターに気軽に出向いてそういう情報をいただいています、つい先日、栄養教諭制度という情報をいただいてきて、これはいいことだな、この制度を利用しながら私たち生産者も地域において学校給食を絡めた中で消費者の皆さんと交流を深めながら自給率を高めていけるんでないかなということを知りました。その制度というのはやはりこれは農振ですから、そっちは教育ということで別なものなんですか。できればそういうのは一体化されれば、前に戻りますが、グリーン・ツーリズムとか学校の体験農業とか、そういうのもみんな教育と農業が一体化されていければ、もっと農業の理解者、後継者が出てくるんでないかなと。そのように考えておりますので、どのようにこちらの方ではお考えになっているでしょうか。

○工藤部会長 どうぞ。

○事務局（農業振興課 布田課長） その詳しい制度は今、承知しかねます。ただ、前に学校の栄養士さんが何かそういう制度が必要だというのは新聞で見たことはあるんです。ただ、それが今おっしゃられた制度としますと、あくまでも学校の中のことで、今後、地域のコーディネイト役も期待されていると伺ったというお話ですけれども、その辺はもう少し調べさせていただきたいと思うんです。間違っても申しわけございませんので、別でお願いいたします。

○工藤部会長 行政組織というのは縦割りで、省庁を超えてはならないという特徴があるようでございます。即答できないこともあると思いますから、少し宿題にさせていただきますか。ほかにございませんか。

○三浦委員 資料－１の中間の『Ⅲ農業・農村の多面的機能の発揮』というところで水辺空間がある。この水辺空間、国でも新たな食料・農業・農村の中に農業環境とか資源保全政策をどのようにしていくかということが出ておるようですが、資料－３(1)の「基本計画の見直しの視点」の中に、水辺空間も含めて農業の用水堀で釣りもしたし、堰き止めて魚捕りをしたし、我々の原風景が多分あったはず。これは都市生活者には絶対できない。やはり住んでいてよかったというのが多分この水辺、水路の問題だと思うんです。補助金をもらったのだから今さら手をつけるのは難しいかもしれませんが、いずれこれもその視点の中に具体的に、構成からすると、農の持つ豊かさの提供だとか、いろいろなところで読めそうなんです、これを基本計画見直しの視点の中に具体的に、局長は県に金がないと言ったんですが、どうも市町村は合併して金が余ってどう使うか迷っている市町村もあるようなので、排水路、用水路で1尺から1尺5寸も掘れば魚が集まってきますから、そこで魚釣りもできる、場合に

よってはそこに屋根なんかかけたらすごい釣り場がいっぱいできてすごいなと。この農村は、地域はというふうに多分なるのではないかと。今までの感覚だとどちらかといえばきれいな水路というのは理想なんです、もっと実益というか、実学というか、魚釣りのできる場所もないような農村がここに並べたことを一生懸命やろうとしても、やはりちょっと肩に力が入っている部分だけかなと。だから、この見直しの視点の中に、肩に力の入らない、県でそんな魚つりの場所を考えるなんてとんでもないなと、そのくらい批判を受けるぐらいのやつをここにも入れたらいかがでしょうかと思うんですが、岡崎次長さん、難しいですかね、やはり。

○工藤部会長 どうぞ。

○事務局（むらづくり推進課 菅原技術補佐） むらづくり推進課でございます。

資料－3(2)のⅢの①の三つ目の○ですね、「自然環境に配慮した住みよいむらづくり」等のこのくくりで、水辺空間の設置というのは、石積みの水路とかということで今60カ所ほどできているんですけども、今、委員が言われたような取り組みは、土地改良法が平成10年に改正されて、環境との調和への配慮ということで、例えば圃場整備した地区の用水路、排水路すべてはできませんけれども、できるところは深みを設けたり、3面側溝にしないでやるという取り組みを、その前からある程度やっていましたけれども、今だんだん加速的にやろうということで、今取り組んでいるところでございますので、そこら辺は書けるとは思います。

○三浦委員 そういうことで、何か資料－3(1)には書いてあるんだけど、すばらしい非の打ちどころがないもんだから、たまには間の抜けた計画があってもよさそうな気がするので、ぜひ書いてみてもらえればと思います。そうすれば、都市生活者も含めてグリーン・ツーリズムなり、いろいろなことがある中でもやはり新たな資源として、赤字の民宿もプラスになってくる可能性もありますし、交流人口もふえてくる可能性もありますし、今度のはどうも私は見てみると、損するとか得するとか、もうかるとか、何かそういうことがぎらぎらのわかっている部分があるもんだから、ぎらぎらでない部分を何か、私にはこの程度の発言しかできないんですが、ぎらぎらでない部分をぜひ入れていただきたいなと思います。以上です。

○工藤部会長 大体そういう内容のことは盛り込まれているような説明でしたが、基本計画の見直しの視点の中に何かしらそういうものを入れてもらえないかという提案も含まれていましたので、例えば7の「農業生産資源の保全」。このあたりは農業生産資源の保全と親水空

間の整備と、そんなことをつけ加えておけば、それはそれでいいのではないかと思います、親水というのは、要するに農業用水、地域用水、いろいろ戯れたり親しんだりする用水路とこのがあるんですね。農業用水として使うのは使う、でもそれは生活用水等々地域用水機能もあった、きちんと整備して保全していく必要がある、もう一つ、親水空間と言われるような、何かしら水が持つ、そういう意味合いを、「水」というのはキーワードですから、文言を農業特区の方でつくっていただくと、農業の問題もたまにはソフトの方で、そういう文言をつくってもらえると何かいいかなと、期待できるかなと思いますので、何かいいのをつくってください。

ほかにございますか。

では、まずIのところをちょっと整理したいんですが、食料自給率の話がありました。これは後で事務局の方にも検討していただいて、そういう意味合いの文言を入れた方がいいのか、そうでないのかご提案いただきたいと思います。環境保全に寄与する持続型農業、配置、座りが悪いというお話があったんですが、たぶん、さっきから出ている農業関係で資源保全対策が出て、適正農業規範が出て、全体の農業政策のいわば前提になってくるので、頭の部分にやはり環境保全型農業を推進すると。したがって競争力、個性ある農業、これはすべて環境保全型にクロスする、そういうようなシナリオで考えてみたとすれば、私はそれでいいのではないかと。それで、国の方もまだはっきりしてないんですが、大体ヨーロッパがそういう方向で動いていますし、今回の基本計画にもそういう趣旨のことを踏まえたものは恐らくそういう方向で加速していくんだろーと思いますから、自然保護に関しては話題を盛り込んだと。それから、農業環境については、改めて持続型農業の推進、これはこのままでいいかどうか含めてまた別途検討していただきたいと思います。特に意味合いはそういうことになるという感じがします。それと、相互理解の推進というところで、もう少し窓口相談活動、あるいはご発言のあった、いろいろ新しい取り組みを聞いて、補助事業と相まって発言がありましたので、具体的にその窓口活動の展開みたいなものを少しイメージがわくようなシナリオにさせていただくといいと思います。

それでは、『II 競争力と個性のある農業の持続的な発展』。ここのところで「④意欲ある活力に満ちた担い手の育成・確保」、それから「⑤地域農業をリードするアグリビジネスの推進」、「⑥食材王国みやぎを支える農畜産物のブランド化の推進」、「⑦新たなニーズを反映した農業技術の高度化」は本編には出ております。それで、輸出の話というのは、これはブランド化の推進の中に含まれているんですね。「農産物輸出チャレンジへの試行支援」

というのがありますから、これはここに含めてあるというご提案だと思います。アグリビジネスの宮城型という文言だったけれども、宮城型というのはある意味、一次加工プラスアルファという感じだったので、本格的なアグリビジネス、それと農業との連携、こういうところを今度の視点にして推進したいというお話でした。あとは、意欲あるところは、集落営農は当然入れてと今言われていますので、恐らくそれを受けて担い手が力を発揮できる地域営農システム、これをきちんと確立するというのが④のところに書いた、あるいは多様な、あるいは女性の文言も入っています。この辺に関して何かご意見。

○熊坂委員 質問なんですけれども、「⑤地域農業リードするアグリビジネスの推進」の中の地域フードシステム、この例をまず。

○工藤部会長 地域フードシステムとは何ぞやということです。

○事務局（食産業・商業振興課 真木課長） 私どもでは地域フードシステムを、川上から川下の一連の食料の流れの中で、その全体をフードシステムというふうにとらえておりますけれども、具体的には川上で生産される農産物をその中で物流を通しながら、あるいはその処理を通しながら消費者の手元に届くと、そういう一連の流れをフードシステムというふうにしてございます。具体的な取り組みといたしましては、宮城県の農産物を使って食品を加工する製造メーカーが県内にたくさんいらっしゃいますので、こういった地域食材を県内の食品製造業者の方々にご紹介を申し上げて、これで加工食品をつくっていただくと、そういったことで商品を展開していくと、そういった農と加工業者あるいは消費者を結びつける一連の流れをフードシステムということです。

○三浦委員 それで、関連なんですけれども、加工だけではなくて、外食産業、中食ですか、そちらとのつながりのところも少し重点を置いてぜひ取り組んでいただければなというふうに思います。

○事務局（食産業・商業振興課 真木課長） 外食産業についても当然私どもでやっておりまして、例えば惣菜業者、そういった弁当業者の方々、それから直接レストランへの支援、それもございます。例えばホテル内のレストランで宮城フェアをやったり、それから、レストランそのものを「おもてなしの店」という県が認証、認定をする事業がございます。それは地域の食材の情報であったり、カロリーの情報であったり、それから禁煙、バリアフリー、そういったレストランに対して県が認定をして認証マークを張ってお客様をお迎えするというふうなもの、そういったレストランをホームページで紹介したり、キャンペーンをやってみたり、そういった取り組みもさせていただいておるところです。

○三浦委員 情報提供なり積極的にぜひお願いしたいと思います。

○工藤部会長 それはフードシステムを確立するために、生産から一貫して末端の商品までのシステム。ただ、地域というのに限定した意味はどこにありますか。あえて宮城県で地域フードシステムを強調した理由というのは何ですか。限定の意味合いは。

○事務局（食産業・商業振興課 真木課長） 1次産業の生産が非常に盛んな県、そして食品加工業の非常に盛んな県がある、そういった意味がございます。例えば石巻なら石巻の地域の中で、そこで生産された、これは農産物だけじゃないですけども、魚介類なんかも含めて、そこのお店屋さんと弁当屋さんがコラボレーションで弁当を開発すると、これは実際に事例がございますけれども、そういった一つの地域提携というんでしょうか、そういった範囲の中でいろいろできることがあるんじゃないでしょうかと、そういった意味で地域フードシステムということにとらえておりますが、余り狭い範囲ばかりを考えるのはちょっとどうかと思いますけれども、そういった意味で地域フードシステムということと考えております。

○工藤部会長 豆腐屋さんだって、油揚げ屋さんだっていろいろ食品加工をやっている企業はいっぱいあって、そして地域にそういう食材を供給して、言ってみれば地域フードシステム的な役割を果たしてきたと思うんですが、そういうやり方ではもうだめだと、もう少しその辺は説明したいから見直しをかけてみると、それがぜひ必要だという意味合いが込められています。

定義山の「油揚げ」はある意味では最高の地域フードシステムじゃないかもしれませんが、それは違うんだという話ですか。

○二瓶委員 この地域フードシステムづくりの推進というのは、僕も大賛成で、現実的にこれが宮城県でもいっぱいあるはずなのに皆さん気付かないでただ通過しているだけだと思うんですね。ですから、宮城県は原料の供給だけやって、大豆をみそ加工屋さんに行ってそれで終わりということで、自分たちの大豆を自分の町でもいいし、農協でもいいし、その地域でつくって自分でその商品を買えば、いわゆるフードシステムとしてきちんと成り立つことが多分いっぱいあるはずなんだけれども、宮城県の生産者というのは原料をお預けすれば、あとは野となれ山となれという世界。そういう意味では多分このフードシステムという意識が出てきたときには、宮城県に僕はいっぱいあると思います。このことを、ただ原料を市場にやってしまって、あと市場からどこに行くか、もう野となれ山となれの世界じゃなくてフードシステムというのは、やはり地域というのがぜひ必要だと思います。ぜひ県でも大いに仕掛けてくださいというふうに、あおり立ててというか、それに気付かせてもらえばと。各

農協にも僕はいっぱいあると思いますので、ぜひやってください。以上です。

○工藤部会長　というお話ですが、ちょっとこの地域農業をリードするアグリビジネスの推進、ここで宮城型をとって、もう少し開放系のアグリビジネス、もう少し競争力のあるようなアグリビジネスの推進と、こういうふうにコンセプトを切りかえた中で、地域フードシステムづくりというものがさらに入ってくるとやはり違和感があって、むしろそれはどちらかというと、新たな地域産業の創出、あるいはコミュニティビジネス等々とのかわりでもう一遍産地を含めて地域フードシステムづくりを推進するというあたりの方が位置関係としては座りがいいかなという感じが若干します。その辺大いに推進するということに関しては、今そういうご発言もありましたからそれでいいとは思いますが、ちょっと場所、座りの点で少しご検討ください。

何かほかにございませんか。もう10分前ぐらいに休憩の時間になっているんですけども、なければ10分休憩をとります。

〔休　憩〕

○工藤部会長　それでは時間になりましたので再開します。

○事務局（農業振興課　水多専門監）　先ほど栄養教諭の関係ですが、課長の方からお話させていただきたいと思います。

○事務局（農業振興課　布田課長）　先ほどご質問ありました栄養教諭制度について先ほどご説明しかねたんですが、今資料を取り寄せました。

この学校教諭制度につきましては、今年度から施行されたということでございます。趣旨としまして、最近の子供の食生活の乱れが指摘されるということを背景に、自ら食をコントロールしていく食の自己管理能力や望ましい食習慣、こういうものを子供に身につけさせることが必要だということで、そういう制度が創設されたということでございます。

それで、資格については、大学で所定の単位を修得して免許状を取得する、一般の先生と同じようにして免許状を取得するわけですが、経過措置としまして、現在の学校栄養職員につきましては、一定の在職経験と都道府県教育委員会が実施します講習会で所定の単位を修得することによりまして栄養教諭免許状が修得できると、こういう制度だそうでございます。

それで、最終的には栄養教諭を置くか置かないかというのは地方公共団体とか設置者の判断によるということになっておるそうでございますが、本県の場合、設置枠はつくっているそうなんです。まだその資格を持っている方がいらっしやらないということで、まだ本県では生まれていない、こういう状況でございます。

○工藤部会長 よろしいですか。それではシナリオどおり資料－４ですね、重点推進プロジェクト、この説明をお願いします。

○事務局（農業振興課 水多専門監） それでは資料－４をごらんください。

今までいろいろな項目をお話ししましたが、それでは県では、特に何に重点を置いて取り組むのかということでございます。ここにはこれまで基本計画に従って取り組んできた結果、ⅠからⅣまでの基本理念、これに沿って残された課題及び県内の新しい動き、それを踏まえて、網かけ部分には今後の展開方向、そして一番右の囲いには重点的に今後推進すべきプロジェクトという形で記載してございます。

現時点ではこのプロジェクト候補ということで四つを掲げてございます。

まず、残された課題と新たな動きについて説明したいと思います。

まず、左側の囲いですが、『Ⅰ生活者の求める安全で安心な食料の安定供給』についてですが、これまで環境保全型農業関連については宮城県独自の認証制度とかエコファーマーの認定を推進してきました。項目によっては目標以上の成果を上げているものもございます。しかし、認知度がいまいちということとか、面積がまだまだ少なかったり、あと活用方法等々の検討が必要ということもありまして、そんな中で新たな動きであるGAP（ギャップ）というふうに言われていますけれども、適正農業規範などの新たな農業生産をする際の概念の導入が求められるということが出てきております。また、ここにも書いてございますように、JAみやぎ登米が環境保全型米に組織的に取り組むということとか、田尻では地域で循環するような環境保全型農業の取り組み、そんな動きが出てきているということでございます。

地産地消関係につきましては、直売所とか農家レストラン、学校給食等への地域食材の供給、トレーサビリティシステム、それらに取り組んでまいりました。そんな中で、先ほど申しましたように、ある直売所では年間数億という売上に達するというので、各地域で活況を呈しているというのが現状かと思えます。

次に、『Ⅱ競争力と個性のある農業の持続的な発展』は、担い手を育成するために新規就農者から女性、高齢者まで含めて研修や各種経営管理等展開し、マーケットイン型農業への意識改革を進めてきました。しかし、まだ意識改革の浸透というのも不十分だという面が見られるということ、また、認定農業者の土地集積も伸び悩んでいるということで、先ほども言いましたように、これらにやはり土地の集積というのが大きなネックになっているのかなということも考えられます。そんな中で、ここにも書いてありますように、伊豆沼農産が赤



豚を香港に輸出するなど、またサンフレッシュグループ等によるトマトの有機栽培の大規模施設等の企業的な担い手が現れるという動きも出てきております。

『Ⅲ農業・農村の多面的な機能の発揮』ですが、これまで生産する土台としての圃場整備、農道、農村公園等の整備を進める一方、都市と農村の交流や体験学習などを通して農業への県民の理解を深めてまいりました。しかし、農村の過疎化とか、それから混住化が進み、先ほど言ったように多面的な機能の維持がなかなか困難になっているということがあります。新たな動きとして、ここに書いてございますように、農村サポートセンターとか、各地で田んぼの学校などの取り組みが展開されているところでございます。

最後に、『Ⅳ農村の経済的な発展と総合的な振興』については、これまでも宮城型のアグリビジネスということで、農家が生産したものの直売とか、加工等の付加価値をつけてそれを販売、それらを支援してきました。しかし、その取り組み規模というのはまだまだ小さいということで、地域農業をそれで牽引するというまでにはなっておりません。新たな動きとして、先ほども委員の方から出ましたが、②の企業の農業参入ということで、松山町の一ノ蔵の醸華邑構想による環境保全米の生産という動きも出てきているということでございます。

これらを踏まえまして、右の方の網か部分を主に話しますが、1番目については『環境保全型農業の展開による食農連携推進』でございます。今後の展開方向としまして、さらなるエコファーマーの育成とか認証面積の推進、GAPの普及推進など、一層環境保全型農業の展開が必要と考えております。また、食と農をより一層接近させるためには、生産者、消費者相互の理解を深め、食育とか地産地消の一層の推進を掲げたいと考えております。ひいては、右の方に書いてありますが、食料供給力の向上と書いてありますが、自給率等の向上につながるものと考えてございます。プロジェクトとしては、1と2の環境保全型農業と地産地消という二つの設定を考えてございます。

2番目の『活力ある担い手確保・育成』ですが、新たな需要に対応した農業教育システムとかマーケティング能力にすぐれた経営者の育成及び土地集積に寄与するような地域営農システムを推進していきたいと考えております。これについての項目については、「1経営感覚にすぐれた経営体の育成」、「2多様な地域営農システム体制の確立」、「3新しい農業教育システムの確立」、この三つを掲げたいと考えております。

3番目の『新世代のアグリビジネス創出』ですが、先ほど言いましたように、宮城型ビジネスでやってきたわけですがけれども、さらに起業から販売戦略まで幅広く、しかもより収益

性の高いビジネス、食関連産業が一層関連し合いながら、異業種からの新規参入を含めて地域農業を活性化させるようなアグリビジネスを推進していきたいと考えております。このプロジェクト項目については、「1 アグリビジネスの推進体制の整備」、「2 多様な地域フードシステムの推進」、「3 異業種からの農業参入支援」という三つの項目を考えております。

最後に、4番目の『次代に引き継ぐ農村資源の保全推進』についてですが、食育等の観点から、農業体験、都市住民との交流、農家や非農家、NPOも参加した農村等をサポートする新たな農業資源保全政策の推進が必要と考えております。プロジェクト項目については、「1 都市住民を交えた農村資源の保全推進」、「2 体験学習等を通じた農業への理解醸成」の二つを掲げたいと考えております。

なお、ここに掲げている項目、内容はさらに広くご意見をいただきながら、重点化、集中化を図る必要があると考えておりますので、今後委員の皆様からいろいろな意見をちょうだいいたしながら創設していきたいと考えております。以上です。

この後、新みやぎの農業教育訓練システムについて説明します。

○工藤部会長 ではお願いします。

○事務局（産業人材育成課 杉田専門監） それでは、引き続きまして、新みやぎの農業教育訓練システム、参考-3に資料がございますので、ごらんいただきたいと思います。

県としまして、ここ四、五年ぐらい、後継者の育成システムについて継続的に検討を続けてまいりまして、ある程度具体的な案について、農業部会にもお諮りしていろいろなご意見をいただいたところです。今回の計画の中にもそれを具現化した案、プロジェクトの中でも新しい農業教育訓練、活力ある担い手育成の部分の3の新しい農業訓練システムの確立ということで位置づけております。教育訓練システムについては、今年できたから来年からすぐ実績が上がるという形でなくて、学生募集とか入ってきますので、少なくとも1年ないし2年のタイムラグがあるということで、先取りした形で仕事を進めさせていただいております。

資料に戻りまして、県内の担い手をめぐる情勢というところで、現在、新規就農者の数が17年度、条例、基本計画の目標である155人に対して70人から80人前後、大体5割前後を行ったり来たりしている状況になっています。最近の傾向につきましてはUターンの方が非常に増加してきています。新規就農、まるっきり学校を卒業してすぐ就農するよりUターンの方の数がかなりふえてきています。そのほかに、非農家の方の就農希望が意外とふえてきています。これは実践大の学生の応募状況を見てわかるんですけども、非農家の割合が非常に上がってきています。逆に農家の子弟の方々の入ってくる、学校に入ってくる率

が非常に下がってきていることが上げられると思います。あと異業種からの農業参入ということで、産業再生戦略事業の絡みで土木の方々とかの農業参入がみられます。今後は、その従業員に農業の資質を持った人が欲しいというニーズが新たに発生しているという状況があります。

現在の後継者に関する教育システムの問題点、昭和52年に農業実践大学校ができてもう28年ぐらいを経過しているわけです。かなり当時とは社会情勢も変わってきているということで、いろいろ問題点が指摘されております。

現在、実践大学校は70名、4学部70名の定員ですけれども、ことしは57名という比較的生徒の数が多かったんですけれども、今までは35人という大体定員の5割前後を推移しています。ことしは57人ということちょっとふえたんですけれども、その辺かなり定員に対して少ないということが問題になってきました。また、農業高校以外からの入校生がふえてきています。農家の息子さん、後継者の方々も、中学卒業してすぐ農業高校へ行かずに普通高校へ行くという人が非常に増えているみたいでして、そういう点で農業高校以外、逆に農業の基礎知識を持たない子が農業実践大学校に入っているような状況になっていきます。農業高校から来ている生徒とはかなり学力差というか、基礎知識ですね、農業に関する基礎知識の差が非常に大きくなってきているという一つの問題、これは教える側の立場からの問題になるわけですけれども、そういう状況が一つ見えてきました。

さらに、経費が実践大学校では大体3億5,000万円から8,000万円ぐらい年間かかっている。この辺に対して卒業生が35名という、割り算しますと1人当たりの単価が簡単に出てくるわけですけれども、これは費用対効果の面で問題点があるということが一つ上げられます。

あと、今の実践大学校自体は新規学卒者を対象にした施設でして、例えばUターン希望で勉強したいという子なんか受け入れる場が非常に少ないという、間口がある意味で言うと非常に狭いような状況になっています。

また、実践大学校35名から50名ぐらい卒業しているんですけれども、実際、就農率が5割ぐらいにしかなくてない。当初の目的、全員就農というのが原則なんですけれども、その辺がなかなか活かされてないという、非常にいろいろな問題を抱えてここずっと運営してきました、そろそろ改革の時期じゃないかというお話も随分上がってきています。そういうことを受けて改革の方向性を三つ上げています。

一つは、農業教育に対する県民の多様な要望に対応する。今までお話ししてきましたとお

り、いろいろな要望が、農業教育に対する要望がふえてきた、それに対応できるシステムに変えていこうじゃないかということが一つの方向性です。

二つ目に、インターンシップ型で農家実務研修を強化する。今の学校のあり方というのは、確かに農家派遣研修50日間、1年生50日間、農家に行って勉強するわけですがけれども、やはり座学中心あるいは試験場の中での研修ということで、実際農家に行ってもすぐ役立つ知識というのはなかなか得られない部分があって、そういう技能習得の面でやや不足する部分がありました。できればデュアルシステム、今、職業訓練の世界ではデュアルシステムということで、民間企業に訓練を委託するみたいな形のシステムができていますけれども、農業サイドでも農家の方々に実際教育していただいた方がより効果が上がる、より知識を得られるんじゃないかという発想から、農家派遣研修期間を少し長くして勉強してもらおうかなというふうに考えています。

もう一つがコストの縮減を図るという、これはなかなか教育経費自体は減らせない面があるので、基本的には人件費を減らす部分しか持ってこれないかと思うんですけれども、コストの縮減が一つの命題、費用対効果の面からいってもいかにコストを下げるかというのが一つの大きな課題になっています。

それを受けまして、具体的な手法ということで、今、一応予定としましては、来年2月の議会で条例改正を考えています。18年度に募集をかけると19年度から生徒が入ってきます。早ければ20年3月に第1期生が卒業する格好になるわけですがけれども、やはり時間的にかなりかかるということで、この場でご提案してご意見をいただければなということで、きょうお願いします。

具体的な手法の一つ目としましては、多様なニーズに対応するというので、コースを五つ設定しました。

一つ目は、就農コース、具体的に、仮称で扱っていますので、その辺ご了解いただきたいと思うんですけれども、一つは1年制。1年間で卒業するという、この対象は農業高校の農業課程を卒業生しているのを対象とします。ある程度基礎知識を持った子供たちに対して教育を実践的に行うということです。卒業後、即就農になるか、あるいはその後の専修コースの方に行くか、2つの進路があります。

二つ目に就農コースのⅡ、これは今の実践大とある程度形が似ているんですが、2年制で、1年目に農業基礎関係をぎっちり教え込んで、2年目に実学を勉強させる。これは農家の子供であっても普通高校出身者がいる、あるいは非農家の子供たち、あるいは新規参入希望者

の方々とか、あるいは農業法人に就職を希望するような方々を対象にしてコースとして設定しております。

3番目に専修コースということで、これは就農コースⅠ・Ⅱの卒業生、その次を対象としまして、試験場研修をベースに組み立てています。1年間ということで、自分たちで課題を設定して、それを解決する学習を行うという、いわば大学院的な意味合いを持ったようなコースです。実際学生も卒業した後、意外と先生とのつながりが切れてしまうという例が多いようで、割と試験場の先生方とのつながりを持ってやっている方というのはうまくいっている事例が非常に多いこともありまして、試験場に併設するようなコースを設定したらいいんじゃないかということで考えています。

次に、4番目にUコースということで、これはUターンを希望される方を対象にしてコースを設定しています。これは基本的に随時受け入れ、Uターンされる方は4月1日付でUターンということは余りないので、時期を限らず、いつでも受け入れる、これは基本的に短期農家研修をベースにして3カ月から6カ月ぐらいの農家研修をベースにして考えています。

あと、5番目に基本コースということで、これは、今、別にニューファーマーズカレッジということで実践大でもやっているわけですがけれども、非農家の方々あるいは趣味の農業の方々とか、あるいは農業サポーターをやりたいとか、そういう方々を対象にした基本的な技術を習得する、ほとんど現場中心の自分でハウス管理なり、主要技術を学ぶなりというような形のコースを設定しています。

また、実際の講義内容、確かに6カ月間なりの農家派遣研修やりますので、実際の講義期間は非常に短くなるということが一つ上げられます。それで、今まで基礎的な学習をいろいろ組み立て、カリキュラム編成していたわけですがけれども、できるだけ現場に出て役立つような、例えば大手のスーパーの人の話なり、あるいは流通業者の話、実際の生産者の人の話とか、あるいは企業化された方、法人の方の話とか、そういう経験談をもとにしてカリキュラム編成を考えています。

あと、裏の方にまいりまして、インターンシップ型の教育システムということで、基本的には6カ月の長期農家研修、6カ月間、農家の方にぶん投げて預けるという形じゃなくて、月のうち10日ぐらいはスクーリングをやるという形で、農家の方もずっと6カ月いられると飽きられる可能性が非常にあるということで、子供たちも6カ月続いたらなかなか大変なので、そのうち10日ぐらい息抜きの形でスクーリングをやるような形に持っていかれたらと考えています。

基本的に、この部分については新たな組織をつくらなければなりません。農家研修を受け入れしてもらう組織をつくりたいなど。今、県の外郭みたいな感じで、県が出資している部分で農業担い手基金というのがありますが、ここの中の事業の一環として、できればこういう組織を、サポート組織という意味合いで構築させていきたいと考えています。

3番目にコストの縮減と機械設備の充実ということで、実践大の学校自体は余り予算もつかないということで、機械設備関係の更新が必要とされています。特にシステムを変えて授業料も当然取るような形に見合った教育環境を整備するということが必要です。その機械関係の更新なり、いろいろ新たなコストがかかる部分はあるんですけども、その辺と、これはやむを得ない必須の経費という部分と、あとは人を減らすこととか、あと施設の管理関係を試験場さんに一括お願いするような形に持って行って、できるだけコストを下げていく必要があります。これはまだ未相談部分がありまして、なかなか決めかねている部分あるんですけども、そういう方でコストを下げたいかと考えています。

その次に、図、イメージとしまして、新みやぎ農業教育訓練組織と農業教育訓練サポート組織が両輪で、デュアルで総合化というような、右側については農業者の方々が主導になっていただくようなイメージで、こういう教育訓練システムができ上がればいいんじゃないかということで考えました。

具体的には、先ほどもお話ししましたとおり、来年2月に議会で条例改正を行い、平成18年6月頃から学生募集を開始する、平成19年4月から新1年生が入ってくる。平成20年3月、あるいは21年3月で卒業生が出てくる。今提案されても実質効果が上がるというのはしばらく先の話になるわけですけども、こういう形で組み立ててやっていければと思っています。今回提示した内容はまだ概要で、たたきに近い部分があるんですけども、この場でまたご意見をいただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

○工藤部会長 ありがとうございます。

今後、全体構想に関連する柱として、具体的にはこういうことを考えているよという提示がありました。

それでは、この辺も含めて重点推進プロジェクトの案について、これでよろしいかどうかご検討いただきたいと思います。

一応ストーリーとしては、今までやってきた、かねて課題のある、新たな動きもある、したがってこれをやろうという、そういう整理ですが、ストーリーがきちんと語られているように思いますが、いかがでしょうか。

○二瓶委員 担い手の育成確保に関してなんですが、基本的には私はこの考え方で認定農業者を地域農業の核とするという考え方に異論を唱えるものではないんです。ですが、認定農業者の方々が地域の中でどんな立場にあり、あるいはどんな考え方を持っているのかという話し合いをして、聞いていると、「おれは認定農業者としては生きていくけれども、何も地域農業の担い手としてなるためにやったんじゃない。しかも、これまで例えば平成7年あるいは8年に第1回の認定を受けてからこれまで決して支援策というものをいただいた記憶がない」というような人たちが結構多いわけですよ。ここでもまた地域農業の担い手とするということになれば、きちんとした位置づけと、それから認定農業者に対する支援策をもう一度、今年の秋に発表される品目横断的な支援ということだけじゃなくて、宮城県としても独自のものがきちんとないと、なかなか認定農業者をこれ以上ふやすというのは、私はなかなか難しい部分があるのかなという感じを持っております。特に、全国的にもそういった動きの中で、いろいろな懇談会の中でお話を聞いてみますと、これは我々のところだけではなくて、やはり認定農業者になりなさいと言われて、手を挙げてなったにもかかわらず、ほとんど支援を得られてないという人たちが非常に多いというところに制度と支援策というものが常に明示されてはいるものの、それを受けている方々が非常に少ないというギャップがあるのではないかなと思うんです。そういうところをぜひ今度はもう少しこの見直しの中では具体的にもう少し考えていただきたいと思います。以上です。

○工藤部会長 今のような認識は、さらなる課題というところに、一応認定農業者については認定数は増加しているけれども、集積がなかなか進まない、具体的なメリットが薄い等々で増加数が停滞傾向と、それに対して新しいプロジェクトでは何か具体的な具体策というのはどうなのかという質問だと思いますけれども、いかがですか。

○事務局（農業振興課 水多専門監） 二瓶委員さんがおっしゃるとおり、今まで確かに認定農業者に対する支援策というのは、直接県としてはなかなか支援策を打ち出せないというような状況で国においては個々の支援については担い手に対する支援策が新たな経営安定対策の見直しというのが大きいと思うんですけれども、具体的に何をというのは今後精査させていただきたいと思うし、今ご意見いただいたこと十分反映しながらこの内容を組み立てていきたいと考えております。

○熊坂委員 関連して、認定農業者の認定基準なんですけれども、基準の考え方が国から落ちてきたもの、これがそのまま市町村まで落ちてきているような状態で、私たちがJAグループの中で要望はしておりますけれども、地域に合った認定基準に見直していただきたいと。

それを市町村ご本人に権限を十二分に移譲していただけないかなと。そうすることによって地域に合った認定農業者というのがどんどんふえていくのではないかというふうなことを考えておりますので、よろしく願いいたします。

○事務局（農業振興課 水多専門監） 実は、経営基盤強化促進法が改正されまして、県としても認定農業者の目標数とか基準、所得とかを同時並行的に検討しているところです。

ちなみに、ご存じだと思いますけれども、国においては農業従事者ということで530万という基準を出してございます。これらを県等に当てはめて、また市町村が県を参考にしながら基本構想を立てることになっておりますので、おいおいその数字等についても部会の中で出していきたいと考えております。

○芳賀（よみ子）委員 関連ですが、その認定農業者をこれからも指導していく立場におかれましては、年代的に二つぐらいの階層に分けては。認定農業者に認定されたまだ若手40代、45歳未満とか。何か聞くところによりますと認定農業者というのは定年がないということで、もしかすれば50代、60代を超えて60歳以上の認定農業者も多分大勢いるのかなという思いから、その双方に別々の指導というのもきちんとしていただければ、若い人は若い人なりの考えで農業を担ってくれるのではないかなと思いますので、その点も考えていただきたいと思います。

○工藤部会長 認定農業者にランクをつけて定年制をしいたらどうかという、どうですか。

○二瓶委員 実は来月27日に認定農業者の全国組織のネットワークが立ち上がります。先月末、国の方で招集をかけられて、その代表者委員会に我々も行ってきたんですが、実は県組織を結成しているのが16県しかないんですよ。その代表の方々の平均的な年齢、私は上の方だと思って行きましたら一番若手でございます、実は一番年上の県の代表の方は69歳。これは福島県の会長さんなんですが、ほとんどが市町村の農業委員会の会長さんが兼務してやっているというところが多い関係で、認定農業者の組織の代表もそういうふうになってしまっていると。認定は自分で手を挙げれば認定されるわけですから、なかなか難しいとは思いますが、芳賀さんが言われたように、若手の方々については新規認定、新規就農者認定とか、いろいろな部分でカバーしている部分がありますので、仙台市もそういったふうにして若手の方々には若手の方々でいろいろな会議とか何かに出るようなシステムをつくって、これは市町村段階で何とか対応すると非常にうまくいくのではないかなと私も思っております。

○工藤部会長 認定農業者熟年クラス、中年クラス、青年クラス、それから新規参入クラス、



何かそういうような少しめり張りをつけたらどうかという提案ですね。

ほかにございませんか。

○豊澤委員 重点推進プロジェクトに関してなんですが、2点ほどお伺いしたいんですが、まず、企業の農業参入等のところなんですけれども、今度株式会社の農業参入が法律改正によりまして容易になったわけですが、一言に株式会社と申しても、私の会社も株式会社でございます。また、中央資本の一部上場企業の株式会社もでございます。同じ株式会社でも雲泥の差がございまして、特に中央資本の会社は資本力に物を言わせてどんどんこれから入ってくる可能性もなきにしもあらずでございます。そういったところで同じ土俵で勝負してはとてもかなわないわけでございますので、ぜひ地域密着型あるいは地元の企業の育成といった視点から、この頭に「地元」という表示をぜひ入れていただきたいと。これはいずれ時限的な措置で構わないと思います。規制緩和の中でいつまでも地元云々ということも言ってもらえないと思いますので、5年なら5年の中でぜひ、最初からインパクトがどかんと大きいとなかなか我々も参ってしまうものですから、よろしくお伺いしたいと思います。

それから、もう1点なんですが、推進方向のところには出ていたんですけれども、重点推進プロジェクト案にはどこかに含まれてしまったのかちょっと見当たらないんですが、「環境保全に寄与する持続型農業の推進」のところの「環境負荷低減の推進」と、それから、これは4番目（Ⅳ）になりますか、「新たな地域産業の創出と農村の活性化」の中の「循環リサイクル型産業の創出」。これに関連してくるかと思うんですけれども、やはり資源循環型の農業といった視点から、バイオマスエネルギーとか、あるいは再生可能なエネルギー、自然エネルギーでもいいんですが、そういったものをやはりエネルギー環境問題と食と農とは密接なところがあるかと思うんですが、今、地球温暖化対策云々ということで、CO<sub>2</sub>の抑制云々ということで対策が省庁横断的に行われている中で、必ずこれから何らかの措置をしてくださいといったことで、環境省かどこかわからないんですけれども、そちらから半強制的に何かの措置はあるかと思えます。それだけではなくて、環境保全は間接的に自然環境に依存する農業には当然大きな影響を与えるものですから、そういった観点から化石燃料に依存しないバイオマスエネルギーとか風力発電とか、あとは太陽光発電とか、こういったものを考えていく必要があるんじゃないかと、こういったことから、資源循環型農業なり、そういった項目をどこかに明示した方がよろしいのではないかとということでございます。

○工藤部会長 いかがですか。

○事務局（農業振興課 水多専門監） 企業の農業参入については、同じ土俵ではということ

なので、県としては、市町村がその遊休農地があるということで、基本構想の中に入らなくて、市町村でこういう参入があれば指導の場面になると思うんですが、県としても今のような話を踏まえて市町村がつくるときの指導的なこととしてそういうことをしたいと考えておりません。

あと、2番目の資源循環型ということで、例えばバイオマスということですが、現計画でも文言的には実は入っています。それで、例えば一番顕著な例としては、白石にあるシリウスという施設があるんですが、例えば4億か5億かかってもペイするものではない。旅館・温泉とか、学校給食とかの残食・残渣を集めながらリサイクルエネルギーということで回しているんですが、現時点では学校教育の場として使われています。ただ、今の流れとして循環型社会というのがクローズアップされていますので、これについては必ずペイするものではないという観点と、またやはり別な面があると思いますので、今後そういうのを踏まえて検討させていただきたいと考えております。

○工藤部会長 ですから、資料-3(2)に記載したことについては、これはやりますよと。基本計画に記載してやりますよと。その中に循環リサイクル型産業の創出というのをやりますけれども、あえて重点推進プロジェクトという中には今回入れておりませんという説明ですよ。

○三浦委員 先ほど参考-3の新みやぎ農業教育訓練システムについて説明受けました。これに実は足してもらいたいのがあると思ってお話しさせていただきます。

最近のはやり言葉に「民間でできることは民間に」ということで、宮城県も普及員の数が年々減ってきているのではないのかなと思います。そうしますと農協が抱えている営農指導、もちろん農協にも農協学園というのがあって、あそこで教育訓練してありますが、あそこには農協はあるんですが、農業がないんですよ。ということで、ぜひ隣のビル（JA宮城中央会）がこの話に乗るか乗らないかはあると思うんですが、やはり農協の営農指導担当をする人間もぜひ教育訓練のこのカリキュラムの中にぜひ入れてもらえば、普及員の数が減っても民間でできることで十分カバーできるシステムがこの教育訓練の中でできるということも当然あると思うので、ぜひ農協の営農指導メンバーもこの教育訓練の中に入れるのかどうか、JA宮城中央会が嫌だと、農協学園が赤字になるからダメだと、もちろん金もらった話ですよ。これは、ただというわけには絶対いきませんので、お金をもらってそれをやるというのをぜひ、隣のビル（JA宮城中央会）と相談をしてみたい。私はやはり農協あって農業なしの部分があるから、最近いろいろな課題が出てくるのだと思いますので、ぜひ農業の部

分の研修を積むという部分でぜひ今回の新みやぎの農業教育訓練システムの中に入れていただければいいのではないかと。よろしく申し上げます。以上です。

○三浦委員 訓練システムについてぜひつけ加えていただきたいのは、ニーズに対応するというようなことで下の方に書いてありますが、実は4年制大学を卒業した農家の子弟に対する教育をぜひ考えていただきたいということなんです。実はうちの近所や地区でも4年制大学を卒業した多くの後継者がいるんですが、一般企業に就職し、その後、父親が年をとってきたので戻って来た、いわゆるUターンしたときに、ほとんどそれを訓練するシステムがなかったということで最近はこちらの方に来て1カ月とか2カ月、実習とかしながらいろいろやっているんですが、実際うちの息子なんかを見ていて、4年制大学を卒業して就職し、私が年をとった時に戻りたいなんて言われた時、どういった知識を与えられるんだろうかと私自身も非常に不安を持っているわけです。同じような世代の人たちと話していると、息子を普通高校から一般大学にやって、戻って来た時に農家の後継者としてはいいんだろうが、農業の後継者として難しいということを常に言っているものですから、そういったシステムも何かこの中に一つ入れていただければと思うわけです。

○渡邊委員 重点推進プロジェクトにはいろいろテーマがあるわけですが、どういうプロジェクトをやるにしても、何を対象にしてやるか、どんな品目を対象に取り上げるかということは大変大事なわけです。例えばマーケットイン型の農業ということになっても、どういう品目を取り上げるかということは非常に大きな問題だと思います。最初に自給率から供給力へというお話がありまして、その表示の仕方が各品目ごとにこれだけの需要があるが、これだけの供給力しかないとか、これは過剰にあるというデータが出てくるだろうと思うわけですが、そういう具体的な数字が出てきますと、それではどういうところに力を入れてこのプロジェクトに取り組んだらいいかということが少しずつイメージされるんじゃないかなという気がするわけです。今までですと、野菜は20%しか自給できてませんよということでは終わっていたわけですが、そうじゃなくて、大根ならどうだとか、キャベツならどうだとかという具体的な数字が出てきますと、それでは弱い部分についてどういう対処をするかという具体的なテーマが出てくるんじゃないかと。もちろんここでは非常に競争力が弱くてなかなかつくれないという部分もありますけれども、十分に他の産地と競争できる潜在力があっても、何をやったらいいかわからないということから取り上げてない部分が結構あると思うんですね。具体的にそういったものを掘り起こしてプロジェクトの中で取り上げて検討する、これが何をやるにも大事ですので、そういうデータを一つつくっていただきたい

思っていますので、よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

○芳賀（裕子）委員 この見直しを行うに当たって、17年度の数字が出てきているわけですよ。この数字をもとに資料1に沿って未達成のところを強化していくという方向性になっていくんだろうと思うんですけども。100%超えているところはいいと思ひますけれども、それ以下のところは追い込みによって平成22年度まで達成するという予想ができるのかと思うんですけども、どんなに頑張っても目標に達しないものも出てくるのではないのかと思うんですけども、一つはその数字を修正することがあるのかどうかということと、もう一つは、この数字を見ますと新規就農者が今のところ5割ということで、これが平成22年度まで目標に達するのかというと大変疑問があるんですね。

新規就農者ということで、今、教育システムのことをお伺ひしましたけれども、これは平成19年度からスタートということであれば、20年か21年、ちょうどこの基本計画の22年の終わるあたりにやっとなめどが出てくるというような教育システムで、この新規就農者について目標達成に行くのかどうかというのがちょっと疑問に思ひます。もしこれを達成するのであれば、いろいろ考えてはいたんですけども、やはり今の施策の中の新規就農者のやり方ではなかなか思うように数字が伸びていかないのではないのかと思ひます。もう少し具体的に深く考えていかなければ、なかなか新しく農業に出ていく方が見つからないのではないのかと思ひます。

それと、先ほど異業種ということで企業参入の話があったと思うんですけども、これは企業数であって、ここで働く人たちも新規就農者として見るのかどうか、その辺ちょっとお伺ひしたいと思ひます。

○工藤部会長 どうぞ。目標数値が過大過ぎるのではないのかとか、数字そのものは見直す必要はないのかという。

○事務局（農業振興課 水多専門監） この数値目標の修正はあるのかというお話ですけども、これについても先ほど言ひましたけれども、現在目標指標等を見直しているところです。先ほど局長からも申しましたように、やはり右肩上がりの経済状況であればいいんですが、かなりそういうところも影響されるわけですね。ですから、結論としては修正はあり得るということと考えていただきたいと思ひます。

あと、新規就農者の異業種を新規と見るかという、見るというふうなことでございます。

○工藤部会長 従業員は。

○事務局（産業人材育成課 杉田専門監） 新規就農の定義がちょっと変わりました、例えば

農業法人に就職するということが就農のエリアに含まれる形になります。たとえ異業種だろうと何であろうと、農業法人であれば、ここに就職すること自体が新規就農の範疇になってきます。

○工藤部会長 ほかにございませんか。どうぞ。

○芳賀（よみ子）委員 実践大学のこれまでのシステムを大幅に変えて、6カ月間の農家研修ということでこれから組んでいくというお話だったんですが、私も実際のところ、実践大学の学生をこれまで50日間という期間を何人も受け入れてきた一人なんですが、6カ月間というのは果たしてその子供が対応できる意欲を持って入ってきてくれる子供でしたら6カ月でも1年でも構わないんですが、「これからも優秀な子供をお願いします」と言われればそれまでなんですが、これまでのことを見ると6カ月というのは長過ぎるんでないかなと。そうした場合は、うちみたいな弱小農家はとても引き受けられないんじゃないかという思いの方が大きいです。でも、もしかすればうちみたいな農家のところに来た子供の方が、農業という農産物を生産するだけでなく農家の暮らしとかも、法人とか大きな農業経営している方よりも、もしかすればいろいろな面でそのような家庭環境とかをよくわかってきて、就農に結びついていける可能性が大きいかなという思いから、6カ月間の農業研修というのはちょっと私には無理だなと。ぜひ入学する時点で学生さんをきちんとそういう心のもとに入学させていただきたいと思います。

○工藤部会長 ご要望だそうです。丸投げしないでくださいと。

今、いろいろご意見が出されましたので、最終案の作成には今のような話を盛り込んで頂きたいと思います。大体の話としてはわかったんだけど、ちょっと全体を通してインパクトがないかなという感じがするんです。それで、インパクトをつけるには、重点推進プロジェクトの見直しで、この重点推進プロジェクトの最も大事なところはこれだというキーワードをつくってください。重点推進プロジェクトはこれでやるぞという、それが一つあって、それで中身がこの4本だよと。多分いろいろうまく整理するんだろうと思いますから、もっと整理して、4本というのは何かあれですね、やはり3本じゃないですか。ワン・ツー・スリーでやった方がいいと思うので、私はやはり重点推進プロジェクトにインパクトがある名称をつけていただきたいのと、やはり重点ですから3点ぐらいに絞って、これをやるぞというような話を展開していただければ、もっと聞いている方も理解しやすいし、農業者にとっても、これならわかるんだということで理解しやすいのではないかなと思いました。

それから、教育訓練システムは、これは仮の名称でしょうけれども、新しいアグリビジネ

スクールなんかを立ち上げるような、そういうイメージでつけられた方がインパクトがあるし、意味があるだろうと。それから、これは従来パターンの延長線上プラス・アルファで考えておられるので、さっきのように60日の研修は大変よという話になるんじゃないですか。それから、対象もシナリオも、もう少し検討されて、うまく担い手育成につながるような施策にさせていただいた方が分かりやすいのかなと感じました。

もう時間過ぎましたので、以上でやめますけれども、またそれぞれ検討して、いい案を出していただいて、最終決定としたいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは私の方はこれで終わりますので、事務局の方から。

○渡邊委員 すみません、時間が過ぎているのに全く関係のない話で恐縮なんですけれども、実は私ども種苗業界で今大きな問題が起こっています。それは遺伝子組み替えの搾油用ナタネ（カノーラ）の種実が方々で陸揚げされまして（約200万t）、このこぼれ落ちが野生化をしてきているわけです。陸揚げした港については全部調査をやっているんですけれども、長野県の方までそれが行っていることがわかりました。それが一たん広がりますと、アブラナ類については非常に大きな問題になって、今、県内でもやっておりますナタネ公園、菜の花公園とか、あるいはそこからナタネをとってエコオイルをとるとか、それが全部多分だめになるだろうと思われまます。一番北の陸揚げ港は茨城鹿島ですので、こっちにはほとんどないはずなんですけれども、どういうルートかでもし入ってくるようなことがあると非常に大きな問題になるものですから、ちょっと皆さんにアンテナを立てていただいて、怪しいものがあるかどうか情報をキャッチしていただければと思うわけです。全て除草剤耐性で、3種類か4種類の強力な除草剤に対して耐性でございますので、やりようによっては見つかるかとは思いますが、こっちに侵入する前から注意を払って絶対入れないと、こういう体制をさせていただくと大変助かるということでございます。以上お願いです。

○工藤部会長 これは県の方で、環境保全型農業の推進にかかわることですから。

あとは何か今後の予定がありましたね。

○司会 それでは今後のスケジュールということですが、資料-5になります。本日の農業部会でのご意見、ご要望を踏まえて随時取りまとめを行いまして、10月上旬に第13回の県の産業振興審議会、こちらの方を予定しております。こちらに中間案として提案したいと考えております。その後、パブリックコメントということで、県ホームページ等で県民の方々の意見を聴取する予定にしております。そういった意見も踏まえまして、11月上旬、最終

案という形になりますが、農業部会の方で第10回農業部会を開催し、再度審議していただくようなことを考えております。スケジュール等については以上でございます。

なお、次回の日程等については、改めてまた事務局の方からご連絡させていただきたいと思っております。事務局からは以上です。

○工藤部会長 それではこれで終わりにしたいと思います。後は事務局の方でどうぞ。

○司会 どうもありがとうございました。

いろいろ熱心なお話をいただいてありがとうございました。

きょうまだ言い足りない部分とかがございましたら、お手元に用紙をお配りしておりますので、郵送、ファクシミリ、メール等何でも結構でございますので、またご送付いただきたいと思いますと思っております。

#### 4. 閉 会

○司会 以上をもちまして、第9回宮城県産業振興審議会農業部会を終了させていただきます。

皆様、お疲れさまでございました。